

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿	
実施機関の名称	選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局 事務局	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人名簿の作成	
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、本籍・国籍、犯罪経歴	
記録範囲	吉岡町内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民で、その者に係る吉岡町の住民票が作成された日から引き続き3か月以上吉岡町の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	その他(公選法第21条、第29条第1項により吉岡町長から収集、失権者については公選法第11条第3項、法施行令第1条により本籍地及び前住所地選挙管理委員会から収集)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む	
記録情報の経常的提供先	団体外の行政機関等(前橋地方裁判所へ裁判員候補者予定者を抽出して提供、前橋検察審査会事務局へ検察審査員候補者予定者を抽出して提供) その他(公選法第28条の2による閲覧)	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	吉岡町選挙管理委員会 〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	